

～ あなたの大切な人と財産を守るために ～

自筆証書遺言書保管制度

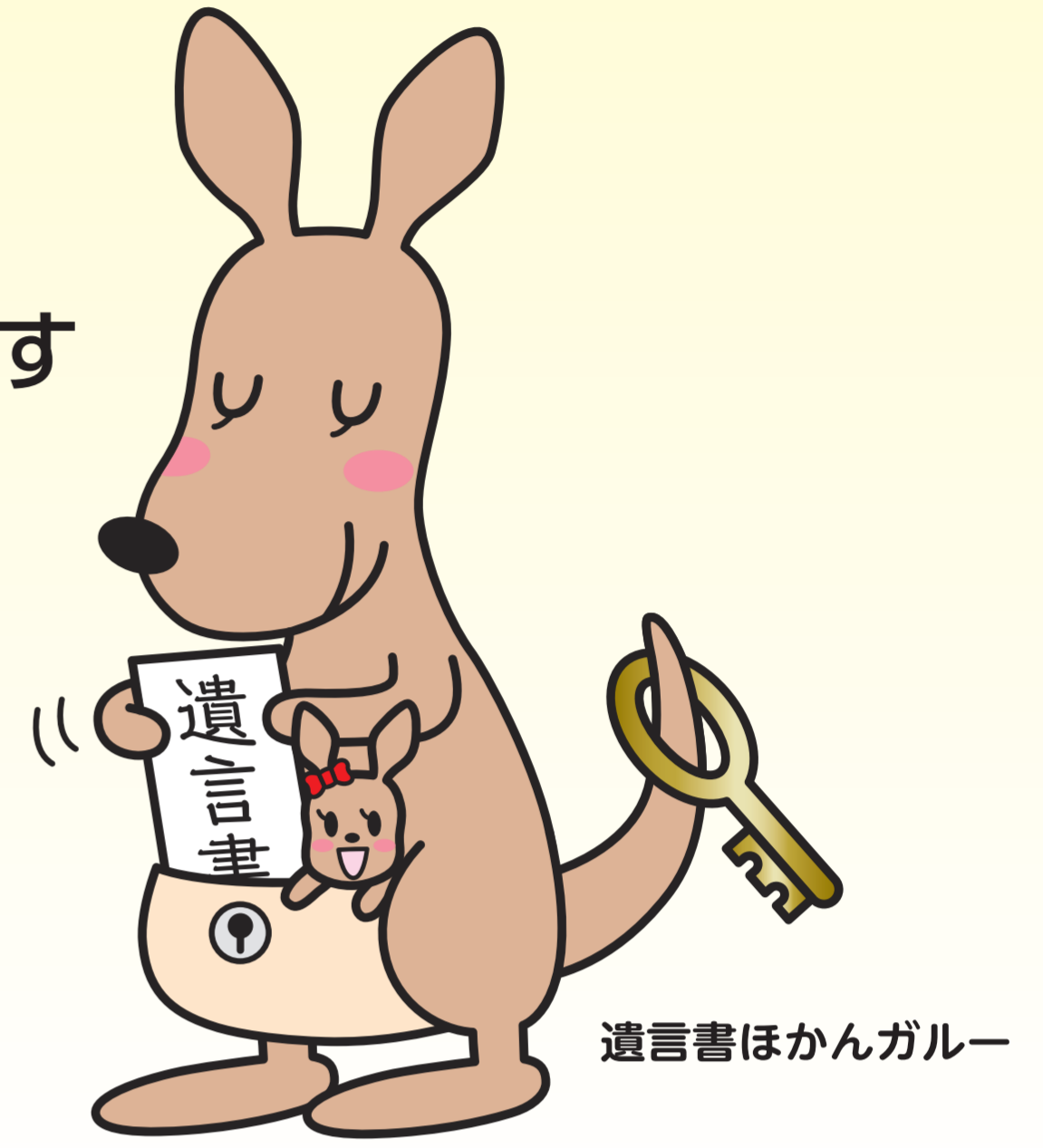
・ 相続登記の申請義務化 に関する説明会

● 自筆証書遺言書保管制度

- ・ あなたの大切な遺言書をお預かりし、相続のトラブルを防止します
- ・ 制度の内容とその利用方法は？

● 相続登記の申請義務化 (令和6年4月1日スタート)

- ・ いつまでに登記すればいいの？
- ・ 登記をしないと、どうなるの？



**参加無料
事前予約**

日程	令和5年12月19日 (火)	12月22日 (金)
	令和6年 1月 9日 (火)	1月26日 (金)
	2月15日 (木)	2月20日 (火)
	3月12日 (火)	3月15日 (金)

時間 10:00～11:00 (各日1回)

会場 前橋地方法務局(本局)・高崎支局・桐生支局
伊勢崎支局・太田支局・沼田支局・富岡支局
中之条支局

ウェブ会議システムで各支局に中継します

参加申込みは、お電話にて承ります。

(一部の支局では開催しない日程がありますので、お電話にてご確認ください。)

前橋地方法務局	☎ 027-221-4466	(前橋市大手町 2-3-1)
高崎支局	☎ 027-322-6315	(高崎市東町 134-12)
桐生支局	☎ 0277-44-3526	(桐生市末広町 13-5)
伊勢崎支局	☎ 0270-25-0758	(伊勢崎市太田町 554-10)
太田支局	☎ 0276-32-6100	(太田市鳥山下町 387-3)
沼田支局	☎ 0278-22-2518	(沼田市西倉内町 701)
富岡支局	☎ 0274-62-0404	(富岡市富岡 1383-6)
中之条支局	☎ 0279-75-3037	(吾妻郡中之条町大字中之条町 692-2)